

川崎市公告第1110号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

軽乗用電気自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所公用車車庫

(3) 賃貸借期間

令和9年2月1日から令和16年1月31日まで

(4) 賃貸借の概要

軽乗用電気自動車1台の賃貸借及び保守業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「車両」で登載されていること。

3 入札参加申込書等の配布・提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込みをしなければなりません。

入札参加申込書等は、インターネットにおいて川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の本件の入札公表詳細からダウンロードできるほか、次の（1）の場所において配布します。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所7階

川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター保護第1課

担当 滝澤、今井

電話 044-935-3252

FAX 044-935-3395

電子メール 7lhogo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年7月30日（金）9時から令和8年8月5日（水）17時まで

（土曜日・日曜日及び平日正午から13時の間は除く）

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

入札参加申込書

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和8年8月7日（金）に、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を送付します。電子メールアドレスの登録がない場合は、FAXで送付します。

5 質問書の受付・回答

（1）質問受付期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月19日（水）17時まで

（2）質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式を使用してください。

（3）質問受付方法

電子メール又はFAX

電子メール 71hogo@city.kawasaki.jp

FAX 044-935-3395

電子メール又はFAXを送信後、3（1）の問合せ先に電話連絡ください。

（4）回答方法

令和8年8月24日（月）17時までに、確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXで回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

（1）開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

（2）入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

（1）入札方法

入札は、税抜きの総額で行います。賃貸借料（月額）に賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額を入札書に記載してください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

（2）入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月28日（金） 11時00分

イ 場所

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所7階 保護課相談室

（3）提出方法

持参

（4）入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書の作成

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できるほか、3(1)の場所で閲覧できます。

9 その他

(1) 本件の契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は発注者はこの契約を変更又は解除することができます。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を発注者に対して請求できるものとし、補償額は発注者と受注者が協議して定めるものとします。

(3) 詳細は、入札説明書によります。